



解明!

犯罪対策 ～社会安全政策入門～

第7回 犯罪対策と警察捜査

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

今回は、警察の捜査が犯罪対策としてどのような機能をもっているのかについて説明しましょう。

1 警察捜査の機能

(1) 警察の責務と犯罪捜査

捜査について、刑事法学では「公訴の提起、遂行の準備として、犯人と証拠を発見し、収集する手続」であるとされています。刑事裁判という司法手続のための活動だから、捜査も司法作用だと誤解する人もいますが、これは間違いです。警察は犯罪予防などを目的とする行政機関であって、捜査も裁判（司法）とは別の目的をもった行政作用なのです。

司法手続においては、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」ことを目的として、犯罪の発生後、公判廷で被告人と検察官が対峙し、司法官たる裁判官が判断を下します。一方、警察が活動する現場では、「犯罪被害者」が「犯罪者」によって人権侵害を受けており、警察などの行政機関が事前、事後に介入してこのような紛争を予防、鎮圧することが要請されるのです。この点が行政と司法の責務の違いです。

例えば、刃物を使用した路上の大量無差別殺人があったとします。犯人を逮捕し、取調べ等の捜査を行った上で検察官に送致したとすれば、警察官としての刑事訴訟法上の責務は果たしたことになります。しかし、警察法第2条第1項では、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と規定しており、犯罪が発生し、被害を受けた者が生じてしまったことは、「個人の生命・身体・財産の保護」という警察の任務を達成できなかったことになります。特に殺人や強盗などの人権を著し

く侵害する凶悪な犯罪が発生した場合には、事後に犯人を捕らえたとしても被害者の受けた被害が回復するわけではありません。このような場合には、警察が法令に定められた権限（例えば、犯罪の予防及び制止：警察官職務執行法第5条）を活用して事件が防止できなかったのか、もっと被害を少なくできなかったのかが問われることもあります（なお、銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2の規定による刃物の一時保管を行わなかったため犯罪を抑止できなかったとして、損害賠償を命じられた裁判例があります。）。)

このように、行政機関としての警察の責務は、「人権の保護と社会安全の維持」であり、司法機関のそれよりも広範なものといえます。「捜査」は、この責務を達成するための手段の一つであって、犯罪の予防に失敗した時、その犯人を検挙することにより事後の犯罪を抑止する活動なのです。犯罪被害の予防という点では、捜査は「次善」の対策だといわざるを得ません。

(2) 警察捜査の特殊性

警察官がパトロール中、フラフラしている人を発見したとします。急病人であれば、保護します。認知症の老人であれば、事故や事件の被害に遭わないよう保護者に連絡して帰宅させることになります。覚せい剤の中毒者であれば、交番へ任意同行し、採尿手続の上、逮捕することになるでしょう。路上強盗に遭ってけがをした被害者であれば、救護措置をとった上で被害届を受理し、捜査を開始することになります。このように、現実の警察活動においては、それが保護などの住民サービス活動なのか、犯罪の予防活動なのか、捜査なのか区別することが難しいケースが多いのです。また、紛争の現場では、果たして犯罪があったといえるのかどうか、どちらが被害者でどちらが加害者なのかも不明確な場合があります。

刑事訴訟法で、捜査開始の要件を「犯罪ありと思考するとき」とし、比較的疑いの程度が低い段階でも捜査できることとしているのは、このような困難性をふまえてのことでしょう。

もっとも、事態が不明確な段階で介入する必要があるからといって、本来必要性が認められない場合でも捜査が行われるとすれば、被疑者の立場の国民の権利を侵害することになります。一方で、捜査すべき事態であるにもかかわらず捜査が開始されないときは、被害者としての国民の権利を保護できず、社会全体の安全を保てないこととなります。捜査権の行使は積極に過ぎても消極に過ぎても人権上の問題を生じ得るのです。前者の弊害抑止のため、警察法第2条第2項や警察官職務執行法第1条第2項では、警察権限の濫用を禁止しています。後者の弊害の予防については、警察官職務執行法、刑事訴訟法などで犯罪の予防、捜査の要件を詳細に規定しているほか、近年では、ストーカー行為

や家庭内暴力について、警察官が行うべきことを法令で明確に規定しています。このように、警察の捜査は、被疑者と被害者の人権保護、公共の安全の維持の必要性をふまえた、微妙な判断の上に行われるものだということを認識しなければなりません。

(3) 警察捜査の機能

刑事手続における捜査の重要性はいうまでもありません。捜査が行われ、客観的及び主観的な構成要件、更に情状面についても十分な立証がなされることで、検察官は起訴猶予権限（犯人の性格、境遇、犯罪の情状、犯罪後の状況などにより訴追の必要がないと検察官が判断した場合には、事件を不起訴とできる権限。警察から送致された事件の約半数は起訴猶予となります。）を適切に行行使し、また、自信をもって起訴できるのです。裁判官はまた、このような十分な捜査（具体的には調書）を基礎に事実を認定し、判決し、執行猶予の判断もしているわけです。警察捜査なしに日本の司法制度は効率的に運営できないと言っても過言ではありません。

ここで、犯罪対策の中で刑事裁判がどの程度の重要性をもっているのかについて考えてみましょう。警察の認知した犯罪件数は年間約200万件（平成18年の刑法犯認知数。以下同じ）、暗数（警察に被害申告されない犯罪の数）を考慮すると、犯罪者の実数はそれ以上であることは確実です。警察が検察庁に送致した犯罪者の総数は約38万人。裁判に付されるのはその4割程度で、その多くは略式命令の対象となるため、正式の公判の対象となる者は約4万5千人。実刑となるのはその半数以下の約2万人です。つまり、世の中に存在する犯罪者のせいぜい数パーセントが正式裁判を受け、実刑となる者は1%程度と考えられます。

もし、捜査の意義が単なる裁判の準備にとどまるなら、犯罪全体の統御に果たす役割は、それほど大きいものとはいえないでしょう。

日本の警察捜査は、客観的な証拠を収集するために、

- ・ 犯行現場の指紋、掌紋、DNA、微物（毒物、破片など）証拠の採取・分析
- ・ 犯罪手口の分析、過去の検挙例との比較
- ・ コンビニなどの監視カメラに残された画像情報、クレジットカードの利用状況等の電子データの活用

等の科学的捜査を推進するだけでなく、被疑者の取調べを十分行い詳細な供述をとって、主観的な要素（故意、犯行の目的、犯行に至った情状、犯行後の反省状況）をも解明することによって、総合的に「事案の真相」を解明することがその特徴です。この緻密さによって、捜査は犯罪対策上多様な機能を果たし

ているのです。

- ① 犯罪の客観的証拠を収集するだけでなく、主観的な要因をも十分に解明する結果、刑事手続（故意のある殺人なのか傷害致死なのかの判断、心神喪失など責任能力のない状態か否かの判断、起訴するかどうかの判断、裁判における事実認定、執行猶予の判断など）の基礎となる事実について十分な準備ができる。
- ② 犯人の心情面をも解明する取調べにより、動機を含めた犯罪の真因を解明する結果、被害者、社会に一定の納得を与え、その被害意識、不安感を低減するとともに、犯罪者の真摯な反省を得、その者の再犯罪を予防する（なお、日本の警察は、被疑者の言い分に耳を傾けた上で実態を解明しようとする、いわばカウンセリング型の取調べを理想としてきました。）。

これ以外に、公然と捜査を行う結果、当該犯罪者へ警告し、次の犯罪を抑止するという機能もあります。これについては、犯人を検挙できないのなら捜査は失敗ではないかと考える人もいるでしょう。しかし、仮に犯人を検挙し、有罪判決を得たとしても、必ずしもその者の再犯を防ぐこと（特別予防）も、他の犯罪者の犯行を予防すること（一般予防）もできるわけではありません。捜査活動によって検挙できなくとも、犯罪がそれ以上起こらないとしたら、犯罪対策としては一定の成功を収めたと思われ得ます。

例えば、放火、性犯罪などが連続して発生しているとすれば、その手口、防止方策などを早めに公表し（もちろん、被害者の心情・プライバシーには十分配慮した上です。）、地域社会全体でその予防対策を進めることが必要となる場合もあるでしょう。あるいは、殺人がまさに行われようとしている時など、将来の裁判を不可能にすることとなっても、被害防止のため犯人を射殺することが必要な場合もあり得ます。仮に、犯人の検挙のみにこだわることで被害防止措置が不十分となり、新たな被害者を出してしまったとすれば、社会の安全を維持すべき警察としては国民の非難を受けることもあり得るのです。

2 これからの捜査

(1) 従来型の捜査の限界

これまでの日本の警察捜査は、国民の安全と人権の保護という点で極めて大きな成果を上げてきました。このことは、刑法犯のうち身柄を拘束される者は約3割と少ない一方（英米では、被疑者は逮捕されるのが原則です。）、殺人については9割以上の高い検挙率を維持し、また、裁判については0.1%以下の極めて低い無罪率であること（英国では、起訴された者の4割以上が無罪にな

ります。)からも明らかです。しかしながら、社会の変化に伴い、犯罪情勢も大きく変動し、日本の捜査は大きな転換点に差し掛かっています。

まず、暴力団による犯罪が多様化し、国民生活を脅かしつつあります。覚せい剤密売、賭博、恐喝などの従来型の犯罪のほか、ヤミ金融、産業廃棄物の違法投棄、公共工事における談合や行政への不当要求、企業への融資詐欺、競売妨害、わいせつDVD売買、外国人犯罪者と共同しての住宅侵入強盗など、今や日本の暴力団は不法収益を得るためのあらゆる違法活動を行っていると言っても過言ではありません。

しかしながら、暴力団などによる組織犯罪においては、被疑者の任意の供述が得られないことが多いので、取調べ中心の捜査手法では犯罪の解明に限界があります。実際の捜査では、暴力団の周辺者などを捜査協力者として情報提供を求め、薬物の隠匿場所などの捜索によって覚せい剤等を押収し、販売者を検挙するなど、末端の犯罪者の検挙にとどまっている例が多いのが現状です。

これはなぜでしょうか。親分、子分などの階層構造が確立している暴力団のような組織による犯罪の場合、末端の犯罪実行者が自白すると、本人だけでなくその上層部にも責任が追及されることとなります。したがって、幹部が検挙されることを防止するため黙秘を貫いた場合は、弁護士費用や刑務所入所中の家族の世話、出所後の優遇などを保証し、もし自供しようものなら、本人はおろか家族に至るまで危害を加えると脅すのです。暴力団が実行した犯罪で、組長などの幹部の刑事責任を追及することが難しいのは、このような理由によります。

また、国際化の進展により、犯罪の様相は大きく変化しました。例えば、平成19年中のカード偽造犯罪検挙者の約半数は来日外国人です。しかも、その多くは、外国や日本の犯罪組織と関係があります。国民性の違い、組織犯罪の特性から、これまでのような人間的共感に基づく取調べを基調とした事案の解明は、徐々に困難になってきています。

このような組織犯罪、国際犯罪に対しては、犯罪が発生してから捜査を開始し、その犯人を検挙する、という捜査手法では社会の安全・人権を守ることは困難です。事前の情報収集を充実させるとともに、諸外国で活用されている、通信の傍受やおとり捜査のような捜査手法、そして共犯者の自白を得るための刑事手続の導入が必要となると考えられます。

ちなみに、日本では、薬物捜査においては、密輸された薬物をその場では押収せずに、配送先まで突き止めた上で検挙する捜査手法（コントロールドデリバリーといい、泳がせ捜査ともいわれます。）が認められ、また、組織的な殺人、薬物・銃器犯罪、集団密航犯罪の捜査においては通信傍受も可能ですが、実施するための要件が厳格なため、いずれもその実施件数は年間数十件から数

件と極めて少ないのです。

(2) 新しい捜査

では、今後の捜査はどうあるべきなのでしょう。ここで、英米などにおいて採用されている捜査、司法手続をいくつか挙げてみましょう。

- ① 犯罪予防・捜査のための各種権限～英米では、無令状での現行犯逮捕が原則で、しかもその要件は日本より緩やかです。フランスでは、無令状で警察権限による行政的拘束が可能です。
- ② 被疑者が供述することを選択するような仕組み～例えば、証人等に対して一定の免責を与えることと引き替えに証言又は資料の提出義務を課す制度（刑事免責）、被告人側と検察官、裁判官とが求刑、訴因等に関して交渉し、事件の処理方法について合意する制度（答弁取引）です。なお、英国では、黙秘することで被告人に不利益な推定ができ、事実上黙秘権が制限されています。
- ③ 主観的要素、情状の立証のため被疑者の供述をとらなくてもよい仕組み～代表的なのは、有罪答弁制度で、被告人が公判廷において有罪答弁し、裁判官が受理することにより事実審理を経ずに有罪が確定する仕組みです。また、故意や犯行の目的などの主観的要素の検察側の立証責任を軽減する制度もあります。
- ④ 証拠の収集方法の多様化～通信の傍受、屋内における会話の記録、おとり捜査などにより、客観的証拠の収集を行うことです。
- ⑤ 犯罪組織対策～証人の十分な保護措置（例えば、公的書類（保険証、住民票など）の提供により新たな生活を保証する。）をとることにより、犯罪組織の報復を防止します。

これらの手法を我が国にも導入することは可能でしょうか。例えば、犯罪によって得た資金の流通を規制することによって犯罪収益を把握し没収するマネーロンダリング対策は、近年になってようやく我が国にも導入されましたが、組織犯罪対策に大きな効果を上げています。日本ではこれまで行われていなかったものであっても、国際標準的な捜査手法については、その早急な導入を検討していくべきでしょう。

3 社会安全政策の課題

(1) 社会変化に即応した対策

現在、我が国の犯罪情勢は、行動計画などによる総合的な犯罪対策の効果で顕著に改善してきています。しかし、例えば振り込め詐欺や各種の経済犯罪などは減少していません。また、多くの組織犯罪、我々が認知しにくい犯罪（例

えば、公務員対象暴力、企業恐喝）などは、認知されないままに増加しているのではないのでしょうか。

今後、グローバリズムの進展に伴う社会的格差の拡大、IT化による犯罪利用可能情報の増加、犯罪被害に遭いやすい高齢者の増加などにより犯罪情勢が悪化することは確実だと考えられます。これに加え、少子化による労働力不足対応のため長期在留型外国人の増加が予想されますが、その子弟の教育、社会処遇の適正化が図られなければ、少年犯罪の増加、外国人犯罪組織の活発化、ひいてはテロの危険性増大へとつながることも懸念されます。

このような社会の変化に伴う犯罪の変化早期に対応するため、これまで以上に「総合的、効率的」な犯罪対策を進展させる必要があるのです。

(2) 国際標準に適合した対策の実行

状況的な犯罪予防や参加型の犯罪予防は英米で実行されたものであって、犯罪情勢の変化に対応するため、我が国でも実行されるようになってきたのだと説明してきましたが、組織犯罪やサイバー犯罪などへの対策も同様です。これらに関しては、国際的な検討の結果、「国際条約」という形で統一的な対策がまとまっています。犯罪の国際化に対応するためには、条約に定められた新しい対策の導入が必要になります。

また、犯罪予防のため、各国で採用している行政手法も参考になります。例えば、英国では、警察が犯罪を認知した時、軽微なものについては、1回目は譴責、2回目は警告で済ませることができます。コスト的な負担の大きい司法制度をできるだけ回避し、効率的な犯罪予防を行おうとするものです。

社会の国際化が進む現代では、犯罪対策も国際的な視点で研究し、取り入れていく努力が重要なのです。

最後に

犯罪対策の必要性、内容、その実行などについて7回にわたって説明してきました。これまで、このような形で実務的な犯罪対策を理論的・統一的に整理したものはないので、皆さんの参考になったのではないかと思います。

今回で総論部分を終了し、性犯罪、少年犯罪、来日外国人犯罪などの犯罪種別ごとの対策（犯罪対策各論）は、すこし時間をおいてから、講義を開始したいと思います。

(たなか・のりまさ)